

写

府対第1027号
令和元年6月20日

大阪市教育委員会事務局

指導部
首席指導主事様

大阪府警察本部
府民安全対策課長

学校における特殊詐欺対策への協力依頼について（ご依頼）

立夏の候、貴台にはますます御清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は、警察行政の各般にわたり深い御理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内の特殊詐欺被害状況は依然として高水準で推移しており、このような状況を踏まえ、令和元年6月1日、特殊詐欺被害防止に関する条項が追加された改正「大阪府安全なまちづくり条例」が施行されました。

改正条例の趣旨は、府、府民、事業者等が一体となってオール大阪による取組で特殊詐欺の根絶を目指すのですが、中でも、安易に特殊詐欺の犯行に加担し検挙される少年が急増している実態から、学校関係者の皆様には、青少年が特殊詐欺に加担しないよう適切な指導・助言等を行うことが努力義務として規定されています。

つきましては、改正条例啓発用チラシ及び青少年に対する指導のポイント等をまとめた資料を作成しましたので、所管の各学校に配付していただき、ホームルームや朝礼等において生徒・児童に対する指導・助言等のご協力をお願い申し上げます。

併せて、オール大阪による取組を推進するには、条例内容の周知が必要不可欠でありますので、保護者が集まる機会における広報啓発を重ねてお願い申し上げます。

〔 大阪府警察本部 特殊詐欺対策室 特殊詐欺対策第一係
連絡先 電話 (06) 6943-1234 内線34443・34444 〕